

## 桑名本物力博覧会プログラム提供規約

### (総則)

第1条 本規約は、桑名ほんぱく事務局（以下「事務局」という。）が主催する「桑名本物力博覧会」（以下「桑名ほんぱく」という。）への体験プログラム提供に関し、事務局と体験プログラム提供者（以下「パートナー」という。）との間の契約関係（以下「本契約」という。）を定めるものである。

### (申込み等)

第2条 桑名ほんぱくにおいて、体験プログラムへの参加及び役務の提供（以下「体験プログラム提供等」という。）を希望する者（以下「希望者」という。）は、桑名本物力博覧会プログラム提供申込書（様式第1号）により申込みを行わなければならない。

2 希望者が前項の申込みを行い、事務局がその申込みに承諾したときから前条に規定する本契約が成立するものとする。

3 希望者が行った申込みに不備が認められる等事務局が申込みに承諾しないときは、希望者が申込みの際に提出した書類を希望者に返却するものとする。

4 本契約の内容については、第3条から第18条までに規定する。

### (エントリー料)

第3条 事務局は、パートナーが前条の規定に基づき体験プログラムを申し込むにあたり、エントリー料を徴収するものとする。

2 エントリー料に関する詳細については、桑名本物力博覧会プログラムエントリー料に関する要領に定める。

### (役割)

第4条 パートナーは、体験プログラムを作成し、実施する。

2 パートナーの作成した体験プログラムに要する費用はパートナーが負担し、当該体験プログラムから生じた利益はパートナーに帰するものとする。

3 事務局は、パートナーの制作した体験プログラムを審査し、その体験プログラムが桑名ほんぱくにふさわしいと認めた場合には参加を許可し、当該体験プログラムを桑名ほんぱく公式ガイドブック及び公式ウェブサイト等の広報媒体に公開する等のプロモーション活動を行う。

### (体験プログラム)

第5条 パートナーは、体験プログラム提供等にあたり、次の事項を遵守する。

(1) 法令や本規約等に反する体験プログラムを企画しないこと。

(2) 一般人が不快感を感じる体験プログラムを企画しないこと。

2 事務局は、前項の規定に基づき、パートナーの制作した体験プログラムの審査を行うものとし、その体験プログラムが桑名ほんぱくにふさわしいと認めた場合には参加を許可し、当該体験プログラムを桑名ほんぱく公式ガイドブック及び公式ウェブサイト等の広報媒体に公開する。

3 事務局は、パートナーの企画した体験プログラムが桑名ほんぱくにふさわしくないと判断した場合には、その内容を変更又は中止するよう求めることができ、パートナーはこれに従うものとする。

### (体験プログラムの提供)

第6条 パートナーは、各種広報媒体を閲覧した者から体験プログラムへの応募・問い合わせ等があった場合には、その者（以下「顧客」という。）との間で必要な手続きを直接行う。

2 取引の当事者はパートナーと顧客であり、体験プログラム提供等に伴う権利・義務は、パートナーと当該顧客との間で発生する。

3 パートナーは、顧客との間で体験プログラム提供等にあたり、瑕疵その他の紛争が生じた場合又は体験プログラムに関し第三者との間で知的財産権若しくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべてパートナーの責任と負担において解決するものとする。また、事務局が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、パートナーはその全額を事務局に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を事務局に支払う。

4 パートナーは、本契約の施行の際発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が事務局の責に帰する理由による場合においてはこの限りでない。

5 事務局は、パートナーと顧客その他の第三者との間の紛争について、パートナーの同意を得ることなく、当該顧客又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。  
(業務委託)

第7条 事務局及びパートナーは、自らの責任において業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

2 前項の場合において、事務局及びパートナーは当該第三者に対し、顧客情報の管理を徹底するとともに本規約等を遵守させるものとし、当該第三者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとする。

(顧客情報)

第8条 事務局は、顧客の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、年齢、在学先・勤務先の名称・住所その他の属性に関する情報（以下「属性情報」という。）及び桑名ほんぱくにおける参加履歴その他桑名ほんぱくの利用に関する情報（以下「利用情報」といい、属性情報とあわせて「顧客情報」という。）の取扱いにつき、顧客から以下の承諾を得る。

(1) 事務局は、メールマガジンの送付等自己の営業のために顧客情報を利用することができる。

(2) パートナーは、顧客の属性情報を、桑名ほんぱくの体験プログラムの企画・運営のために必要な範囲で利用することができる。

2 事務局は、事務局が管理する顧客情報につき、顧客のプライバシー保護及び桑名ほんぱくの信頼性維持の観点から、パートナーに開示する種類、範囲等について、事務局が適当と判断する制限措置を講じることができる。

3 パートナーは、顧客情報を本規約によって認められ、かつ第1項により顧客の承諾が得られた範囲に限り、顧客のプライバシー及び桑名ほんぱく全体の利益に配慮して利用しなければならない。また、パートナーは、第三者に顧客情報を有償、無償を問わず、漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはならない。

4 パートナーは、桑名ほんぱく終了後、事務局が書面で特に承諾した場合を除き、顧客情報を利用することはできない。また、事務局の管理下にある顧客情報を抽出してはならない。

5 パートナーは、パートナーが個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならない。

6 パートナーは、顧客情報の漏洩が桑名ほんぱくの信用を毀損する等その他桑名ほんぱく全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保存及び廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければならない。万一、パートナーより顧客情報が他に漏洩した場合は、パートナーは、故意又は過失の有無を問わず、これにより事務局において生じた一切の損害及び費用負担（顧客へのお詫びに要した費用及び弁護士費用を含む）を賠償する責に任ずる。

7 第4項及び前項の規定は、桑名ほんぱく終了後においても引続きその効力を有するものとする。  
(守秘義務)

第9条 事務局及びパートナーは、桑名ほんぱく期間中又は終了後にかかわらず、本契約及び本契約に関連して知り得た情報その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合には、この限りではない。

2 事務局は、前項にかかわらず、桑名ほんぱくの運営に必要な範囲で、事務局への参加組織との間でパートナーに関する情報を交換することができる。

(禁止事項)

第10条 パートナーは、以下の行為を行ってはならない。

(1) 法令の定め違反する行為又はそのおそれのある行為

(2) 公序良俗に反する行為

(3) 顧客の判断に錯誤を与えるおそれのある行為

(4) 事務局、他のパートナー又は第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為

(5) 桑名ほんぱく終了後に、体験プログラム運営に関連し取得したメールアドレスその他の顧客情報を利用する行為（広告・宣伝を内容とする電子メールの配信その他の勧誘を含むが、これに限られない）

- (6) 事務局と同種又は類似の業務を行う行為
  - (7) 事務局のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
  - (8) 桑名ほんぱくに関し利用しうる情報を改ざんする行為
  - (9) 事務局が別途禁止行為として定める行為
- (サービスの一時停止)

第11条 パートナーは、事務局が提供するサービス（以下「サービス」という。）について、以下の事由によりパートナーに事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止による損害の補償等を事務局に請求しないこととする。

- 2 事務局、顧客、他のパートナーその他の第三者の利益を保護するため、その他事務局がやむを得ないと判断した場合に停止することとする。
- (体験プログラムの中止等)

第12条 事務局は、パートナーが以下のいずれかの事由に該当する場合には、パートナーの体験プログラムの中止、体験プログラムの中止理由の公表その他の必要な措置を取ることができる。

- (1) パートナーの提供する体験プログラムにおいて顧客から苦情が頻発したとき
  - (2) その他事務局が顧客保護の観点などから体験プログラムの中止等の措置が必要と判断したとき
- き
- (免責)

第13条 事務局は、パートナーが体験プログラム提供に関して被った損害について、賠償する責を負わない。

- 2 事務局は、パートナーに対する事前の承諾なく、桑名ほんぱくの仕様等の変更若しくは追加又はサービスの停止若しくは廃止を行うことができる。
- (事務局による解除・解約)

第14条 事務局は、パートナーが以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちにパートナーの体験プログラムに関連する情報を広報媒体から削除することができる。

- (1) 本規約等に違反したとき
  - (2) 事務局による連絡が取れなくなったとき
  - (3) 提供方法、体験プログラム、その他業務運営について、事務局から注意又は勧告を受けたとき
  - (4) 体験プログラムが公序良俗に反し又は桑名ほんぱくにふさわしくないと事務局が判断したとき
- き

- (5) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると事務局が判断した場合
- (6) その他事務局がパートナーとの契約の継続が困難であると判断した場合

- 2 事務局は、事由を問わず、1ヶ月前までに書面で相手方に通知することにより、本契約を解約することができる。

(反社会的勢力との関係を理由とする解除)

第15条 事務局は、パートナーが次の各号の一つにでも該当すると判断した場合は、パートナーに何らの催告なく本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合、又は過去に暴力団等であった場合
- (2) 暴力団等が事業活動を支配する個人又は法人であった場合
- (3) 役員又は従業員のうちに暴力団等に該当する者がある場合
- (4) パートナー（パートナーが法人である場合はその役員）が刑事事件によって逮捕若しくは勾留された場合又はパートナーが刑事訴追を受けた場合
- (5) 自ら又は第三者を利用して、事務局又は顧客に対して、詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (6) 事務局又は顧客に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、又は自身の関係団体若しくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合

(不当介入における通報義務)

第16条 パートナーは、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照ら

して合理的な理由が認められない不当、若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、本契約を解除することがある。

2 パートナーは、暴力団等による不当介入を受けたことにより、桑名ほんぱく期間内に体験プログラムの提供をすることができないときは、事務局に実施日の変更を請求することができる。

(規約の変更)

第17条 事務局は必要と認めたときに、本規約の内容を変更することができる。

2 本規約の変更については、事務局が変更を通知した後において、変更後の規約を適用する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、桑名ほんぱくへの体験プログラム提供に関し必要な事項は、事務局が別に定める。